

事指第1052号
平成25年5月13日

大阪府環境審議会

会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府においては、大気汚染防止法（以下、「法」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、特定粉じん（石綿）排出等作業を届出により把握するとともに、条例において法対象を含む全ての特定粉じん（石綿）排出等作業等を対象に事前調査の実施や敷地境界基準を規定するなど、石綿の飛散防止対策を実施してきたところです。

一方、近年、全国で事前調査が不十分である事案が確認されたことから、府をはじめ地方公共団体は国に対して適正な事前調査や大気濃度測定の実施、立入検査権限の強化等について法改正の要望をいたしました。これを受けて、国は石綿飛散防止対策の更なる強化のため検討を進め、本年3月29日に改正法案を閣議決定し、改正法が第183回通常国会に提案され、成立する見込みとなっています。

この改正法案では事前調査の義務付けや立入検査権限の強化等、条例と重複する規定が盛り込まれていることから、府として法との整合を図りつつ、府民の安全・安心に資するため、より効果的な石綿飛散防止対策を検討する必要があります。

このため、大阪府における石綿飛散防止対策などについて貴審議会の意見を求めるものです。